

第六十三回国会 社会労働委員会 議 録 第 六 号

昭和四十五年三月十九日(木曜日)

午後零時十九分開議

出席委員

委員長 倉成 正君

理事 伊東 正義君

理事 佐々木 義武君

理事 栗山 ひで君

理事 大橋 敏雄君

理事 有馬 元治君

理事 梶山 静六君

理事 小金 義照君

理事 松山 千恵子君

理事 渡辺 肇君

理事 後藤 俊男君

理事 藤田 高敏君

理事 古川 雅司君

理事 寒川 喜一君

出席國務大臣

厚生大臣 内田 常雄君

出席政府委員

厚生大臣官房長 戸澤 政方君

厚生省児童家庭局長 坂元貞一郎君

厚生省保険局長 梅本 純正君

厚生省援護局長 武藤 純一郎君

委員外の出席者

社会労働委員会 調査室長

濱中雄太郎君

三月十九日

理事田川誠一君同日理事辞任につき、その補欠

として佐々木義武君が理事に当選した。

三月十八日

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提

出第五五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す

る法律案(内閣提出第七〇号)

第一類第七号

社会労働委員会議録第六号

昭和四十五年三月十九日

心身障害者福祉協会法案(内閣提出第六九号)

○倉成委員長 これより会議を開きます。

おはかりいたします。

理事田川誠一君より理事辞任の申し出がありま

す。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○倉成委員長 御異議なしと認め、許可するに決

しました。

次に、補欠選任を行ないたいと思いますが、委

員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○倉成委員長 御異議なしと認め、理事に佐々木

義武君を指名いたします。

○倉成委員長 内閣提出の戦傷病者戦没者遺族等

援護法等の一部を改正する法律案、心身障害者福

祉協会法案を議題とし、審査を進めます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正

する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正

する法律案

正する法律案

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十

七年法律第七十七号)の一部を次のように改

正する。

第四条第四項第二号中「昭和二十年八月九日」

を昭和十六年十二月八日以後昭和二十年八月

九日間に軍事に關し業務上負傷し、若しくは疾

病にかかり、若しくは同日に改める。

第七条第一項中「(第四款及び第五款を除

く。以下本条において同じ。)」を削り、「恩給法

別表第一号表ノ二に定める」を「恩給法別表第一

号表ノ二及び第一号表ノ三(第四款及び第五

款を除く。次項において同じ。に定める)」に

改め、同条第二項中「恩給法別表第一号表ノ二

の下に「及び第一号表ノ三」を加える。

第八条第一項の表を次のように改める。

第一類第七号

社会労働委員会議録第六号

昭和四十五年三月十九日

不具廃疾の程度 年 金 額

特別項症 第一項症の年金額に三五四、二〇〇円以内の額を加えた額

第一項症 五〇六、〇〇〇円

第二項症 四一〇、〇〇〇円

第三項症 三二九、〇〇〇円

第四項症 二四八、〇〇〇円

第五項症 一九二、〇〇〇円

第六項症 一四七、〇〇〇円

第一項症 一三七、〇〇〇円

第二項症 一二七、〇〇〇円

第三項症 九六、〇〇〇円

第四項症 七六、〇〇〇円

第五項症 六六、〇〇〇円

第八条第九項の表を次のように改め、同項を同条第十項とする。

不具廃疾の程度 金 額

第一項症 三七五、九〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつ

ては、四二九、六〇〇円)

第二項症 三二一、二〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつ

ては、三五六、八〇〇円)

第三項症 二六七、四〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつ

ては、三〇五、六〇〇円)

第四項症 二二〇、五〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつ

ては、二五二、〇〇〇円)

第五項症 一七六、四〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつ

ては、二〇一、六〇〇円)

第八条第八項の表を次のように改め、同項を同条第九項とする。

不具廃疾の程度 金 額

第一款症 五三七、〇〇〇円

第二款症 四四六、〇〇〇円

第三款症 三八二、〇〇〇円

第一類第七号

社会労働委員会議録第六号

昭和四十五年三月十九日

第一類第七号

社会労働委員会議録第六号

昭和四十五年三月十九日

第一類第七号

社会労働委員会議録第六号

昭和四十五年三月十九日

第一類第七号

社会労働委員会議録第六号

昭和四十五年三月十九日

第一類第七号

社会労働委員会議録第六号

昭和四十五年三月十九日

第一類第七号

第四款症	三一五、〇〇〇円
第五款症	二五一、〇〇〇円

第八条第七項前段中「第五項」を「第六項」に改め、同項後段を次のように改め、同項を同条第八項とする。

この場合において、第二項中「一万二千元」とあるのは「八千四百円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、九千六百円）」と、「七千二百円」とあるのは「五千四百円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、五千七百六十円）」と、「四千八百円」とあるのは「三千三百六十円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三千八百四十円）」と、第三項中「二万二千元」とあるのは「八千四百円（第二条第三項第二号に掲げる者に係るものにあつては、九千六百円）」と、第六項中「三万六千元」とあるのは「二万五千二百円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二万八千八百円）」と読み替えるものとする。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に二四七、九四〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二八三、三六〇円）以内の額を加えた額		
第一項症	三五四、二〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、四〇四、八〇〇円）		
第二項症	二八七、〇〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三三八、〇〇〇円）		
第三項症	二三〇、三〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二六三、二〇〇円）		
第四項症	一七三、六〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一九八、四〇〇円）		
第五項症	一三四、四〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一五三、六〇〇円）		
第六項症	一〇二、九〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一一七、六〇〇円）		
第一款症	九五、九〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一〇九、六〇〇円）		
第二款症	八八、九〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一〇一、六〇〇円）		
第三款症	六七、二〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、七六、八〇〇円）		
第四款症	五三、二〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、六〇、八〇〇円）		
第五款症	四六、二〇〇円（第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、五二、八〇〇円）		

第八条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、第二款症から第五款症までに係る障害年金の支給を受ける者に妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があるときは、一万二千元を同項の年金額に加給する。ただし、その妻が障害年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

第二十六条第一項第一号中「十三万五千元」を「十五万七千元」に改め、同条第二項中「四十九百円」の下に「（第二条第三項第一号に掲げる者又は同号に掲げる者であつた者の遺族に係るものにあつては、五千六百円）」を加え、同項第一号中「九万四千五百円」を「十万九千九百円（第二条第三項第一号に掲げる者又は同号に掲げる者であつた者の遺族に係るものにあつては、十二万五千六百円）」に改める。

第二十七条第一項中「十分の六」を「十分の七・五」に改める。

第三十二条第三項第二号及び第三号中「四千二百円」を「五千二百五十円」に改め、同条第四項第一号中「四千九百円」の下に「（第二条第三項第一号に掲げる者又は同号に掲げる者であつた者の遺族に係るものにあつては、五千六百円）」を加え、同項第二号及び第三号中「二千九百四十円」を「三千六百七十五円（第二条第三項第一号に掲げる者又は同号に掲げる者であつた者の遺族に係るものにあつては、四千二百円）」に改める。

第三十九条の二第一項に次の一号を加える。
三 昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病の発した準軍属たるの期間内又はその経過後四年（厚生大臣の指定する疾病により死亡

した者については、八年）以内に死亡した準軍属又は準軍属であつた者の遺族。ただし、重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかつた者の遺族及び当該公務上の負傷又は疾病に關連しない負傷又は疾病のみにより死亡したことが明らかである者の遺族を除く。

第三十九条の二第二項中「又は軍人軍属であつた者」を「若しくは軍人軍属であつた者又は準軍属若しくは準軍属であつた者」に改め、「遺族年金」の下に「又は遺族給与金」を加える。

第三十九条の四第二項中「昭和三十九年十月」を「第三十九条の二第一項第一号及び第二号に掲げる遺族については、昭和三十九年十月」と、同項第三号に掲げる遺族については「昭和四十五年十月」に改める。

第三十九条の五中「十万円」を「第三十九条の二第一項第一号及び第二号に掲げる遺族に支給する遺族一時金にあつては十万円とし、同項第三号に掲げる遺族に支給する遺族一時金にあつては七万円」に改める。

第三十九条の六第一項中「昭和三十九年十月一日」を「第三十九条の二第一項第一号及び第二号に掲げる遺族にあつては昭和三十九年十月一日前に、同項第三号に掲げる遺族にあつては昭和四十五年十月一日」に改め、同条第二項中「昭和三十九年十月一日」を「第三十九条の二第一項第一号及び第二号に掲げる遺族にあつては昭和三十九年十月一日（死亡した者の死亡の日）が同日後であるときは、その死亡の日」において、同項第三号に掲げる遺族にあつては昭和四十五年十月一日」に改める。

第四十九条の二（見出しを含む。）中「政令」を「政令等」に、「又は第三十四条第二項第一号若しくは第五項を、第三十四条第二項第一号若しくは第五項又は第三十九条の二第一項第一号から第三号まで」に改める。
（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第二条 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「一万二千五百円」を「一万三千八十円」に、「一万一千八百五十円」を「一万三千六百八十円」に改める。

（戦傷病者特別援護法の一部改正）

第三条 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「昭和二十年八月九日以後における業務による負傷又は疾病」を「昭和十六年十二月八日以後昭和二十年八月九日前における軍事に関する業務による負傷若しくは疾病又は同日以後における業務による負傷若しくは疾病」に改める。

第十八条第二項中「三千八百円」を「四千二百円」に改める。

第二十三条第二項中「等級」を削る。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第四条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三款」を「第四款」に改める。

第四条第一項中「又は第三款」を「から第四款まで」に改める。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条の次に次の一条を加える。

第十一條の二 昭和三十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻（婚姻の届出をしていないが、死亡した者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）として前条に規定する扶助料又は遺族年金を受ける者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十

八年法律第六十一号）の適用については、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

2 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十五年十一月一日とする。

附則第十二条中「前条」を「附則第十一条」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の次に次の二条を加える。

第四条の二 昭和三十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻（婚姻の届出をしていないが、死亡した者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）として、この法律による遺族援護法第二条第三項又は第二十三条第二項の規定の改正により同項に規定する遺族給付金（同項第二号及び第三号に掲げる遺族に支給されるものを除く。）を受ける権利を有するに至つた者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の適用については、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

2 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十五年十一月一日とする。

第四条の三 昭和四十二年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父母として、この法律による遺族援護法第二条第三項又は第二十三条第二項の規定の改正により同項に規定する

る遺族給付金（同項第二号及び第三号に掲げる遺族に支給されるものを除く。）を受ける権利を有するに至つた者（同法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当している者を含む。）は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の適用については、同法第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

2 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法を適用する場合においては、同法第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び同法第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのは、それぞれ昭和四十五年九月三十日とする。

3 前項に規定する者に交付する戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十五年十月一日とする。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条の次に次の二条を加える。

第十六条の二 昭和三十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻（婚姻の届出をしていないが、死亡した者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）として前条に規定する扶助料又は遺族年金を受ける者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の適用については、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

2 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項に規

定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十五年十一月一日とする。

第十六条の三 昭和四十二年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父母として附則第十六条に規定する扶助料を受ける者（当該扶助料を受ける資格を有する者を含む。）又は同条に規定する遺族年金を受ける者（戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七号）第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとす

2 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法を適用する場合においては、同法第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び同法第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのは、それぞれ昭和四十五年九月三十日とする。

3 前項に規定する者に交付する戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十五年十月一日とする。

附則第十七条第一項中「及び第十四条第三項、前条第二項」を「第十四条第三項及び第十六条第二項」に、同条第二項中「前条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

附則（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。ただし、第三条中戦傷病者特別援護法第十八条第二項の改正規定は、公布の日から

施行する。
(遺族援護法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という。)第四第四項第二号並びに第七第一項及び第二項の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族給与金

又は弔慰金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、この法律による改正後の同法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第七第一項及び第二項 第三十六第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項 第三十八第三号	昭和二十七年四月一日	昭和四十五年十月一日
第七第一項及び第二項	同日	昭和四十五年十月一日
第七第三項及び第四項 第十三第二項 第二十三第二項第三号 第二十五第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十五年十月一日
第十一第二号 第三十六第一項第一号 第三十八第二号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十五年九月三十日
第十一第三号 第二十九第一項第三号及び第四号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和四十五年九月三十日
第十三第一項	昭和二十七年四月一日	昭和四十五年十月一日
第十三第二項 第三十第三項 第二十五第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十五年十月一日
第三十第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十五年十月一日
第三十六第一項第二号	同年四月二日	昭和四十五年十月二日
第三十六第二項 第三十八第三号	昭和二十七年四月二日	昭和四十五年十月二日

第三条 昭和四十五年九月三十日までに支給事由が生じた障害一時金の額については、この法律

による改正後の遺族援護法第八第九項及び第十項の規定にかかわらず、なお従前の例によ

る。

第四条 遺族援護法第四第二項の規定により公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなされた軍人であつた者であつて、この法律による同法第七第一項の規定の改正により軍人たるによる障害年金又は障害一時金を受けることとなるべきものについては、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)附則第十二項本文及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第六十八号)附則第二項の規定を適用しない。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の適用)
第五条 この法律による遺族援護法第七第一項の規定の改正により、恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ三の第一款症から第四款症までに係る障害年金又は障害一時金を受けるに至つた軍人軍属であつた者又は準軍属であつた者(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第六十一号)による改正前の遺族援護法第二第三項各号に掲げる者であつた者に限る。)は、この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二第二項の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同法第一項第三号の給付を受けていた者又は受けたことがある者とみなす。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正等に伴う経過措置)
第六条 この法律による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二第二項の規定の改正又は前条の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、同法を適用する場合においては、同法第三第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十四年四月一日」とあるのは、「昭和四十五年十月一日」とする。

2 前項に規定する者に交付する戦傷病者等の妻

に対する特別給付金支給法第四第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第三項の規定にかかわらず、昭和四十五年十月一日とする。

理由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、軍人軍属及び準軍属に係る障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、障害年金、遺族一時金、戦傷病者等の妻に対する特別給付金等の支給範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

心身障害者福祉協合法案
心身障害者福祉協会法

目次

- 第一章 総則(第一條―第六條)
- 第二章 役員及び職員(第七條―第十六條)
- 第三章 業務(第十七條―第十八條)
- 第四章 財務及び會計(第十九條―第二十八條)
- 第五章 監督(第二十九條―第三十條)
- 第六章 雑則(第三十一條―第三十三條)
- 第七章 關則(第三十四條―第三十五條)
- 附則

第一章 總則

(目的)
第一条 心身障害者福祉協会は、独立自活の困難な心身障害者が必要な保護及び指導の下における社会生活を営むことができる総合的な福祉施設を設置して、これを適切に運営し、もつて心身障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(法人格)
第二条 心身障害者福祉協会(以下「協会」という。)は、法人とする。

(事務所)
第三条 協会は、事務所を群馬県に置く。

(資本金)
第四条 協会の資本金は、協会の設立の際に国の有する別表に掲げる不動産及び政令で定めるその他の財産の価格の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、協会に追加して出資することができる。

3 協会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 政府は、第二項の規定により協会に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とするこ

5 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

6 前項の評価委員その他同項の規定による評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(登記)
第五條 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(民法の準用)
第六條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、協会について準用する。

第二章 役員及び職員
第七條 協会は、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員職務及び権限)
第八條 理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、協会の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)
第九條 理事長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣の認可を受けて理事長が任命する。

(役員の任期)
第十條 役員の任期は、四年とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格事項)
第十一條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員解任)
第十二條 厚生大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(役員職務禁止)
第十三條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)
第十四條 協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

第十六條 協会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務
(業務)
第十七條 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 精神薄弱の程度が著しい等のため独立自活の困難な心身障害者を必要な保護及び指導の下に生活させるために総合的に整備された福祉施設を設置し、及び運営すること。

二 心身障害者の保護及び指導に關する調査研究を行なうこと。

三 心身障害者の保護及び指導の業務に従事する職員の養成及び研修を行なうこと。

四 前三号の業務に附帯する業務
2 前項第一号の福祉施設の名称は、厚生大臣の承認を受けて協会が定める。

(業務方法書)
第十八條 協会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生省令で定める。

第四章 財務及び会計
(事業年度)
第十九條 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)
第二十條 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)
第二十一條 協会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)
第二十二條 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に厚生大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(利益及び損失の処理)
第二十三條 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)
第二十四條 協会は、厚生大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余剰金の運用)
第二十五條 協会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債その他厚生大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金

錢信託

(財産の処分等の制限)

第二十六条 協会は、厚生省令で定める重要な財産を譲り受け、貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第二十七条 協会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(厚生省令への委任)

第二十八条 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第二十九条 協会は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、(報告及び検査)

第三十条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十一条 協会の解散については、別に法律で

定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十二条 厚生大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十八条第一項、第二十条、第二十四条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十六条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十二條又は第二十七條の規定による承認をしようとするとき。

三 第十八条第二項、第二十六条又は第二十八条の規定により厚生省令を定めようとするとき。

四 第二十五条第一号の規定による指定をしようとするとき。

(不動産取得税の非課税)

第三十三条 都道府県は、協회가第四條第一項の規定により政府から不動産の出資を受けた場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

第七章 罰則

第三十四条 第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の罰金に処する。

一 この法律の規定により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十七条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十五条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第二十九条第二項の規定による厚生大臣の

命令に違反したとき。

附則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(協会の設立)

第二条 厚生大臣は、協会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、協会の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 厚生大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、協会の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

3 設立委員は、出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六条 協会の最初の事業年度は、第十九條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十六年三月三十一日に終わるものとする。

第七条 協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

第八条 精神薄弱者福祉法の一部改正

第十八条 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「精神薄弱者援護施設」の下に「又は心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)第十七條第一項第一号の規定により心身障害者福祉協会の設置する福祉施設」を加え、同條第四項中「措置」を「精神薄弱者援護施設に係る措置」に改める。

第二十七條中「精神薄弱者援護施設」の下に「又は心身障害者福祉協会の設置する福祉施設」を加える。

(所得税法の一部改正)

第九條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「新東京国際空港公団」の項の前に次のように加える。

心身障害者福祉協会(昭
和四十五年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「新技術開発事業団」の項の次に次のように加える。

心身障害者福祉協会(昭
和四十五年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

第十一條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「新技術開発事業団」の項の次に次のように加える。

心身障害者福祉協会(昭
和四十五年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)

第十二條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「新技術開発事業団」の項の次に次のように加える。

心身障害者福祉協会(昭
和四十五年法律第 号)

心身障害者福祉協会(昭
和四十五年法律第 号)

心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「社会福祉事業振興会」の下に、「心身障害者福祉協会」を加える。

第七十三条の四第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 心身障害者福祉協会が心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第 号)第十七条第一項第一号又は第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項第十一号の三を第十一号の四とし、第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 心身障害者福祉協会が心身障害者福祉協会法第十七条第一項第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十四条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「子どもの国協会」の下に「心身障害者福祉協会」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第十五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第五十六号の四の次に次の一号を加える。

五十六の五 心身障害者福祉協会を監督すること。

第十三条第十二号の二の次に次の一号を加える。

十二の三 心身障害者福祉協会を監督すること。

別表

一 土地

群馬県高崎市乗附町字雨坪三千六百十番の二 所在
山林 三十六万三千七百四十八平方メートル

群馬県高崎市乗附町字雨坪三千六百十一番 所在
山林 五百二十二平方メートル

群馬県高崎市乗附町字三本松二千三百七十一番の六十七 所在
宅地 五千四百八十七・五五平方メートル

群馬県高崎市乗附町字三本松二千三百七十一番の百四 所在
山林 六・六一平方メートル

群馬県高崎市乗附町字三本松三千六百七十八番 所在
山林 七千九百二十四平方メートル

群馬県高崎市乗附町字三本松三千六百九十四番 所在
山林 千七百四十四平方メートル

群馬県高崎市乗附町字城山二千三百七十一番の五十九 所在
宅地 五千八百三十二・一平方メートル

群馬県高崎市乗附町字宮尾根千二十六番の四 所在
宅地 三百五十七・〇二平方メートル

二 建物

群馬県高崎市乗附町字三本松二千三百七十一番の六十七 所在
木造かわらぶき二階建
床面積 一階 五百四十六・七平方メートル

二階 百三十四・七平方メートル
群馬県高崎市乗附町字三本松二千三百七十一番の六十七 所在

群馬県高崎市乗附町字三本松二千三百七十一番の六十七 所在

木造かわらぶき平家建
床面積 九十・九平方メートル
群馬県高崎市乗附町字三本松二千三百七十一番の六十七 所在

木造スレートぶき平家建
床面積 四十九・五八平方メートル
群馬県高崎市乗附町字三本松二千三百七十一番の六十七 所在

木造かわらぶき平家建
床面積 三十九・六六平方メートル
群馬県高崎市乗附町字三本松二千三百七十一番の六十七 所在

木造重鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床面積 九・九一平方メートル
群馬県高崎市乗附町字三本松二千三百七十一番の六十七 所在

軽量鉄骨造重鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床面積 七・二七平方メートル
群馬県高崎市乗附町字城山二千三百七十一番の五十九 所在

木造かわらぶき平家建
床面積 二百三十九・二三平方メートル
群馬県高崎市乗附町字城山二千三百七十一番の五十九 所在

木造かわらぶき平家建
床面積 七十七・七六平方メートル
群馬県高崎市乗附町字城山二千三百七十一番の五十九 所在

木造かわらぶき平家建
床面積 七十七・七六平方メートル
群馬県高崎市乗附町字城山二千三百七十一番の五十九 所在

木造重鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床面積 六十二・七六平方メートル

群馬県高崎市乗附町字宮尾根千二十六番の四 所在
木造かわらぶき平家建
床面積 五十九・五五平方メートル

群馬県高崎市乗附町字宮尾根千二十六番の四 所在
木造かわらぶき平家建
床面積 四十二・五四平方メートル

群馬県高崎市石原町字川久保四千二百二十二番の一 所在
軽量鉄骨造重鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床面積 十九・四四平方メートル

理由

心身障害者の福祉を図るため、国の出資による心身障害者福祉協会を設立し、心身障害者が適切な保護及び指導の下で社会生活を営むことができる総合的な福祉施設の設置運営を同協会に行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○倉成委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。厚生大臣内田常雄君。

○内田国務大臣 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族及び未帰還者の留守家族等に対しましては、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法、未帰還者留守家族等援護法等により、各般にわたる援護の措置が講ぜられてきたところでありますが、今般さらにこれらの援護措置の改善をはかることとし、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正でありまして、まず障害年金及び障害一時金並

びに先順位遺族にかかる遺族年金及び遺族給与金の額について、恩給法による傷病恩給及び公務扶助料の増額に関連し、増額を行なうこととしたしております。

また、恩給法に定める特別項症から第六項症までの障害にかかる障害年金受給者等が公務傷病により死亡した場合に遺族に支給する遺族年金及び遺族給与金並びに勤務関連傷病によって死亡した被徴用者等の遺族に支給する特別遺族給与金の額は、現在公務死にかかる遺族年金及び遺族給与金の額の六〇%相当額となっておりますが、これを七五%相当額に引き上げることとしたしております。

次に、障害年金の支給対象についてこれを拡大し、軍属、準軍属の本来の公務にかかる障害年金の支給対象が現在特別項症から第三款症までとされておりますものを、第五款症まで拡大すること等といたしております。

さらに、現在扶養親族に関する加給の行なわれていない第二款症から第五款症までの障害年金につきましても、受給者に妻があるときは、加給をすることといたしております。

そのほか、満洲開拓青年義勇隊員の昭和二十年八月九日以前の公務傷病及びこれによる死亡についての障害年金、遺族給与金等の支給、準軍属のうち被徴用者等についての障害年金等の額に関する改善及び公務傷病に併発した傷病によって死亡した準軍属の遺族に対する遺族一時金の支給を行なうことといたしております。

第二は、未帰還者留守家族等援護法の一部改正であります。留守家族手当の月額を、遺族年金の増額の割合に準じて引き上げることとしたしております。

第三は、戦傷病者特別援護法の一部改正であります。長期入院患者に支給する療養手当の月額を増額する等の改善を行なうことといたしております。

第四は、昭和四十二年及び昭和四十四年の関係法令の改正により、特例遺族年金、特例公務扶助

料等を受けることとなった戦没者等の妻に対し、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を支給することとしたしております。

第五は、第四款症にかかる傷病年金等の受給者の妻に対し、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を支給することとしたしております。

第六は、昭和四十四年の関係法令の改正により、特例遺族年金、特例公務扶助料等を受けることとなった戦没者の父母等に対し、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金を支給することとしたしております。

以上がこの法律案を提案いたしました理由及び内容の概略であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました心身障害者福祉協会法案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

心身障害者の福祉につきましては、近時、社会的関心もますます高まっております。政府といたしまして、その施策の充実強化に鋭意努力をいたしております。

なかんずく、家庭において適切な保護、指導等を受けられない心身障害者に対しては、これを保護することにも、その更生を促進するため、障害者の年齢、障害の種類、程度に応じて、精神薄弱者援護施設、精神薄弱児施設、重症心身障害児施設等各種の福祉施設を整備し、そこにおいて保護、指導または社会的自立のための訓練等を行なっているところであります。

ところで近年に至り、これらの施設に加えて、新たに独立自活の困難な心身障害者のため、保護、指導、治療、訓練等各種の機能が有機的に整備され、これらの障害者がそこにおいて安心して生活を送れるいわば一つの地域社会ともいふべき総合的な福祉施設を早急に建設すべきであるという強い要望が各方面から高まっております。

で、政府といたしましては、昭和四十二年度から

年次計画により、群馬県高崎市郊外に、このような社会的要請にこたえるための総合的な福祉施設の建設を進めてまいったところであります。この施設整備も着々と進み、いよいよ昭和四十六年度から開所できる見込みとなりました。

このような施設建設の趣旨にかんがみ、その運営については、その特色を十分発揮させるよう配慮する必要がありますので、政府といたしましては、慎重に検討を重ねた結果特殊法人としての心身障害者福祉協会を新たに設立し、同協会にこの施設の運営を行なわせることが適当であると考えまして、今回これに必要な法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、心身障害者福祉協会は、独立自活の困難な心身障害者が必要な保護及び指導の下における社会生活を営むことができる総合的な福祉施設を設置して、これを適切に運営し、もって心身障害者の福祉の向上をはかることを目的とするものであります。

なお、協会は、心身障害者の保護及び指導に関する調査研究、職員の養成研修等の業務をもあわせて行なうことといたしております。

第二に、この協会の資本金については、協会が設置運営する施設の用に供する土地、建物その他の設備等のすべてを、協会の設立の際に政府が現物で出資することといたしております。

第三に、この協会の業務の公共性、特殊性にかんがみ、協会の組織、業務、財務、会計等に関し、必要な規定を設けるとともに厚生大臣の監督のもとに置くこととし、その運営の適正を期することといたしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由並びに内容の概略であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○倉成委員長 本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十六分散会